

馬頭最終処分場整備運営事業（仮称） 要求水準書（案）に関する意見

- ・ 馬頭最終処分場整備運営事業（仮称）要求水準書（案）に関して、平成28年4月8日までに寄せられた意見を公表します。多くの意見をいただき、誠にありがとうございました。
- ・ 意見は、原文のまま掲載していますが、明らかな誤字、脱字及び表記の誤りと判断された箇所については、一部修正しています。
- ・ 今後、意見を踏まえた要求水準書（案）等の内容の詳細化等を行う予定であり、最終的には入札説明書等で提示しますので御留意ください。

平成28年5月31日
栃木県

■要求水準書(案)意見一覧

| No. | 資料名 | 別紙 | タイトル | 該当箇所 | | | | | | | 意見内容 |
|-----|----------|----|-------------|------|--------|-----|----|------|----|-----|---|
| | | | | 頁 | 数 | (数) | カナ | (カナ) | 英字 | (数) | |
| 1 | 要求水準書(案) | | モニタリング計画 | 9 | 1.9 | | | | | | 「施設供用開始から埋立終了まで、事業区域周辺の民家付近等で環境騒音・振動の調査を、道路沿道で道路交通騒音・振動の調査を行う」とありますが、昼間・夜間ともに処分場からの騒音・振動の影響は極めて小さいことから、測定値は処分場以外の影響が大きくなると予想されます。測定値を適正な処分場の維持管理に活用するため、騒音、振動の測定位置は、事業区域内の定常的に騒音・振動発生リスクが高い位置に設定することとしていただけないでしょうか。 |
| 2 | 要求水準書(案) | | モニタリング計画 | 9 | 1.9 | | | | | | 「施設供用開始から埋立終了まで、事業区域周辺の民家付近等で悪臭(臭気指数)の調査を行う」とありますが、臭気の発生はばらつきが大きく、処分場以外の影響も大きく受けるため適正な測定が難しいと予想されます。測定値を適正な処分場の維持管理に活用するため、臭気の測定位置は、事業区域内の定常的に臭気発生リスクが高い位置に設定することとしていただけないでしょうか。 |
| 3 | 要求水準書(案) | | 瑕疵担保 | 17 | 2.1.11 | (3) | | | | | (3)施工の瑕疵担保 「瑕疵」とは、目的物が契約で定められた内容どおりでない欠陥(建築基準法などに違反している、建物が設計と異なっている、性能を満たしていない等)を有することを意味しています。公共工事標準請負契約約款では、引渡しを受けた日からコンクリート造等の建物等又は土木工作物等の建設工事の場合には2年、設備工事等の場合には1年となっております。したがって設備機器メーカーの保証期間も1年となっております。オ漏水検知システム10年、カ浸出水処理施設のプラント設備5年、キその他の施設及び設備2年について、現実的に対応できる期間は1年です。2年目以降は、有償修理となります。なお、品確法により、主要構造部の瑕疵と雨漏り、瑕疵が事業者の故意又は重大な過失により生じた場合について、10年間の瑕疵担保責任となっております。 |
| 4 | 要求水準書(案) | | 施工の瑕疵担保 | 17 | 2.1.11 | (3) | | | | | 漏水検知システムの瑕疵担保期間10年とありますが、パソコンのOS仕様等が更新される現状や実際のメーカー保障期間を考えると長いと思われます。 |
| 5 | 要求水準書(案) | | 共通事項 | 24 | 2.3.1 | (1) | キ | | | | 「地中障害物や既設構造物等が発見された場合には、事業者の負担により、適切に撤去・処分すること」とありますが、現在、想定されない地中障害物等の撤去費用は変更対象として、県のご負担をお願いします。 |
| 6 | 要求水準書(案) | | 実施設計時の技術的要件 | 43 | 2.4.8 | (2) | ア | (ツ) | | | 「覆蓋施設は、廃止まで残置する計画とすること。」とありますが、埋立廃棄物の種類によっては、廃止まで長期間を要する可能性もあり、設計条件が不明確です。被覆施設のコストに大きく影響する設計条件を統一するため、廃止想定期間は、具体的な年数を設定願います。 |
| 7 | 要求水準書(案) | | 技術要件 | 45 | 2.4.9 | (2) | ア | (オ) | | | 受入廃棄物による原水水質は、受入廃棄物の種類ごとの数量変動により大きく変わります。原水水質が予想と大きく異なり、水処理施設の変更もしくは薬品の種類や量の変更が必要な際、県の負担もお願いできないでしょうか。 |

| No. | 資料名 | 別紙 | タイトル | 該当箇所 | | | | | | | 意見内容 |
|-----|--------------|----|--------------------|------|--------|-----|----|------|----|---|--|
| | | | | 頁 | 数 | (数) | カナ | (カナ) | 英字 | ⑧ | |
| 8 | 要求水準書 (案) | | 技術要件 | 46 | 2.4.9 | (2) | カ | | | | 「浸出水処理工程において発生する濃縮塩は、提案に基づき有効利用を図ること」とありますが、現在、廃棄物処分場浸出水から生じた濃縮塩を原料とした再生品の利用が進まない原因の多くは、技術的問題でなく利用先の合意が得られないことです。安定した有効利用を継続するためには、県が引受先となっ ていただくようお願いいたします。 |
| 9 | 要求水準書 (案) | | 埋立終了 後の管理 業務 | 78 | 3.4.11 | (3) | ウエ | | | | 「管理期間が終了するまでに、浸出水原水水質がエの計画目標水質になるよう努めることとし、設計段階 から管理すること」とされていますが、有害物質、塩化物イオン、カルシウムイオンが極めて厳しい設定と なっていることから、管理期間終了までにこの達成は困難と思われます。目標水質が達成できなくても、事 業者に責を問わないこととしていただきますようお願いいたします。 |
| 10 | 要求水準書 (案) | | | | | | | | | | PFI事業では、予定価格の内訳を公表する事例が増えております。内訳の提示をお願いいたします。 |